

平成 27 年度 第 2 回 八戸市子ども・子育て会議 議事録

【日時】

平成 28 年 3 月 17 日（木）15 時 00 分から 15 時 50 分まで

【場所】

八戸市庁 本館 3 階 第三委員会室

【出席者】

(1) 出席委員（委員一覧順：11 名）

坂本委員、関川委員、山西委員、椛沢委員、田頭委員、馬場委員、松井委員、
平間委員、小笠原委員、荒谷委員、長澤委員

(2) 事務局（7 名）

加賀福祉部次長兼福祉・子育て給付金室長

（こども未来課）

工藤課長、森林副参事（こども企画GL）、野田副参事（こども育成GL）、
清川主査、上村主事

（子育て支援課）

間主幹（子育て給付GL）

【会議次第】

1 開会

2 議事

(1) 利用定員について

(2) 保育利用調整基準の一部改正について

(3) 平成 28 年度の子育て支援策について

ア 地域子ども・子育て支援事業の実施予定について

イ 保育料について

ウ 児童扶養手当額について

エ 乳幼児等医療費給付事業の拡充について

(4) 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）
について

(5) 中核市移行に伴う審議内容について

(6) その他

3 閉会

議 事 録

(開会 15 : 00)

○司会

只今より、平成 27 年度第 2 回八戸市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、田名部委員、田中委員、川村委員、小向委員、滝澤委員が所用のため、欠席されておりますが、委員半数以上の出席であり、八戸市子ども・子育て会議条例第 7 条第 2 項の規定により会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、会議に入ります。当会議条例第 7 条により、会議の議長は、会長が務めることとなっております。坂本会長に御挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いいたします。

○会長

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。年度末でございますので、それぞれの立場で団体等の役員を務める皆様におかれましては、日程が重なったりしていることと思いますが、事務局の方でも今年度中に資料を精査いたしまして、また皆様に審議いただくということで、内容が多岐に亘っておりますので、会議が今日になりましたことをまず御理解いただきたいと思います。

児童福祉のために、子育てや教育も含めまして皆様から御意見をいただいて、八戸の市政の中で間違いのないように、良かったというふうに、御利用いただいている皆様、御父兄の方々から評価いただけるような審議を進めてきましたし、これからも皆様と一緒に進めて参りたいと思っております。

特に、来年の 1 月 1 日、八戸市は中核市に移行となります。そういうことがございますと、地方社会福祉審議会が設置されますし、この会議との連携が更に深まることと思っておりますので、皆様方には特段の御配慮と御協力をお願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○会長（議長）

それでは早速議事に入ります。皆様の御協力をいただきまして、円滑に議事を進めて参りたいと思っております。

それではまず、本日の議事（1）利用定員について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

本日の議事（1）利用定員について御説明させていただきます。資料 1 の 1 ページ目をお開きください。

利用定員については、平成 27 年 11 月 2 日の前回会議にて御審議いただき承認をいただいております。また、認可申請や県との協議の過程等において、変更があった場合には、事務局一任とさせていただきます旨を御承認いただいております。そのため、前回会議以降の経過及び変更があった点について御説明させていただきます。

まず、前回会議からの経過についてでございますが、会議で御承認いただきました利用定員に基づき、移行を希望する施設に対し利用定員の内示を行っております。

次に、県から示されたスケジュールに従い、移行希望施設の認可申請書を受理し、併せて市への確認申請も受理しております。

受理した認可申請書は県へ進達し、併せて、市が設定することとなる利用定員について、県との協議書を送付しております。

その後の経過でございますが、資料の事前送付した3月9日時点では通知を受理しておりません。本日時点でも、正式な通知は受理しておりません。そこで、県担当者からの聞き取りしたところ、3月上旬に認可に係る審議会が開催され、承認を得ており、現在認可等へ向けて処理中とのことであります。また、設置認可の審議と併せて、当市の利用定員についても同時並行的に処理されているため、こちらも、承認に向け処理中とのことであります。

認可及び利用定員につきましても、各施設の申請内容及び市の協議した内容で進んでいるとのことでありますので、今後、県から正式な通知があり次第、利用定員の設定とともに各種給付対象施設としての確認通知を发出したいと考えております。

次に、前回会議からの変更事項について御説明いたします。

一つ目として、松葉保育園の施設類型に変更がありました。当初は保育所型認定こども園の希望でしたが、同法人の他施設と足並みを揃え、幼保連携型認定こども園への移行となったものです。なお、利用定員については変更ございません。

二つ目として、根城保育園の利用定員に変更がありました。当該施設の各部屋の面積等を考慮した結果、2・3号認定の内訳を変更するものです。2・3号認定の保育定員総数に変更はありません。

三つ目として、虹の丘保育園より移行の取下げがありました。当初は幼保連携型認定こども園への移行を希望しておりましたが、引き続き保育所として運営していくこととなりました。予定していた定員と比べ、1号認定10名及び2・3号の保育定員1名が減となり、従来の保育定員89名で次年度も運営していくこととなります。

それでは、次のページ、2ページを御覧ください。こちらは、移行状況の一覧となります。名称等については、移行後の名称に修正し、最終的な利用定員を記載しております。また、先程御説明いたしました前回会議からの変更点を表の右側に記載しておりますので併せて御覧ください。

次のページを御覧ください。3ページは、利用定員のみを変更する施設となっております。利用定員のみを変更する場合は、会議からの意見聴取は任意となりますが、県との協議事項となりますので、併せてお知らせしていた部分になります。表の一番下、旭ヶ丘幼稚園における利用定員の減少が、前回会議から追加となっております。

次のページを御覧ください。4ページには、平成26年度から平成28年度までの移行状況を示しております。

平成28年度は、従来型の幼稚園から、2施設が新制度の給付対象となる幼稚園へ移行し、また、幼保連携型認定こども園への移行が1か所となっております。

また、保育所から幼保連携型認定こども園へ4か所、保育所型認定こども園へ1か所、計5か所が移行となります。

なお、本資料の最終ページに移行状況についての参考資料を掲載しておりますので、後程御覧ください。

以上が、前回審議で承認いただいた内容からの変更点についての報告となります。

平成 28 年度の移行につきましては、県からの認可等があった場合には、この内容を最終とし利用定員の設定及び施設型給付費対象施設として確認したいと考えておりますので御承認願います。

次のページを御覧ください。5 ページ以降から、前回会議からの変更内容を反映した、子ども・子育て支援事業計画と、実際の供給体制について記載しております。併せて、今年度の実際の利用状況をページ左下に新たに掲載しております。

まず 1 号認定についてですが、事業計画における提供区域は市全域となります。左下に、平成 27 年度の利用状況について記載しております。こちらは、幼稚園等について行われる学校調査に合わせ、5 月時点の利用状況を積算したものとなっております。

市全体では 448 名ほどの空きが見込まれる状況となっております。さらに、右下の表により平成 28 年度移行によって 93 名分の定員減少が見込まれますが、市全体としては提供体制を確保していることとなります。

次のページをお開きください。6 ページは 2・3 号、保育を希望する満 3 歳以上の 2 号認定と満 3 歳未満の 3 号認定に関する部分になります。

2 号・3 号認定につきましては、事業計画における提供区域を市内 10 地区に分けておりますが、まずは 10 地区の数値を積算した、市全体の状況となります。

こちら、左下に、平成 27 年度の利用状況について掲載しております。こちらは、市が確認をしている教育・保育施設については 4 月時点、認可外保育施設については、定期報告の 6 月時点の利用状況を積算したものとなっております。また、4 月から特定教育・保育施設の利用申込を行い、入園できなかった児童についても含めております。

4 月時点での特定教育・保育施設の空き状況は、市全体で 273 名となっております。また、右下の表となりますが平成 28 年度移行によって 20 名分の定員増加となります。

しかしながら、特定の施設へのみ入所申込みを行って未入所となっている場合や、地域的に申込みが多い場合には入所できなかった児童もでてきているのが現状でございます。

なお、年度中の申込みによる対応は、必要に応じ、定員超過入所の運用により対応しているところであります。

今後は、引き続き利用定員の拡大と幼稚園から認定こども園への移行、認可外保育施設の認可移行など、既存施設での確保を進めていくとともに、計画上の「量の見込み」と、今年度の 2・3 号認定児童数の推移等を考慮した上で、提供区域ごとの状況により、計画上の確保方策の見直し等を検討していきたいと考えております。

次のページからが、10 地区の提供区域毎の状況となっております。特徴的な地域につきまして説明したいと思います。

8 ページをお開きください。8 ページには長者・根城地区の状況を記載しております。

左下の今年度の実際の利用状況を見ますと、特定教育・保育施設における 4 月時点の状況は、利用定員より実際の入所や申し込みが 14 名ほど多くなっています。また、同じ提供区域内でも特定の施設への入所希望により入所できていない児童が存在する一方、入所児童が少なく、定員割

れとなっている施設も存在します。年度途中の出生や育休後の復職などに伴う新たな保育ニーズには、定員超過入所の実施により対応することにより、一定数の未入所児童は解消されておりますが、引き続き定員確保に努める必要がある地区であり、また、今後の計画見直しが必要と考えられます。

次に、9ページを御覧ください。9ページには三八城・下長地区の状況を記載しております。

左下の今年度の利用状況を見てみますと、特定教育・保育施設における4月時点の状況は、利用定員より実際の入所や申込みが24名ほど多くなっています。28年度、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行で地域の保育定員は50名の増加をする予定ですが、現在、預かり保育を常時利用している児童が2・3号認定を受けての保育利用が相当数見込まれているため、地域の需給バランスについては、今後も注視する必要がある地域と考えております。

次に16ページをご覧ください。16ページは南郷地区となります。

左下の今年度の利用状況を見てみますと、特定教育・保育施設における4月時点は82名の利用となっており、3ページに記載しているとおり、市野沢保育所の利用定員が120名設定されておりますことから、供給体制が整っている状況となっております。しかしながら、28年度への移行にあたっては、利用実態に近づけ、120名から90名として利用定員設定を行うこととしております。表右側の中段、計画に対する確保状況はマイナスとなっておりますが、実際には、供給を満たすことができる見込みとなっております。

保育利用にかかる計画や実際の利用状況につきましては、不足が見込まれる地区においては、既存施設の定員拡大や認定こども園への移行希望への支援、認可外保育施設の認可移行等による対応が引き続き必要と考えております。

また、今後検討を進めていくこととなりますが、子ども・子育て支援事業計画上の「量の見込み」、計画上のニーズと、実際に保育の利用をしている児童数、保育認定を受けた児童数の推移などを精査していき、実績を踏まえた計画の見直しをしていきたいと考えております。

資料の説明は以上でございます。

本日は、前回承認いただいた内容から、事務局で対応した変更箇所について報告させていただきました。こちらを平成28年度の最終的な利用定員として御承認いただければと思います。

大変長くなりましたが、以上で説明を終わります。

○会長（議長）

只今説明をいただきましたが、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。前回承認いただいた、その後の動きを詳しく説明いただきましたが、よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○会長（議長）

それでは、(1)の利用定員については、了解いただいたものとして取り計らいます。御承認ということでよろしく申し上げます。

次に、議事(2)保育利用調整基準の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議事（２）保育利用調整基準について御説明いたします。資料２を御覧ください。

初めに、１、保育利用調整基準の概要としましては、市町村は、保育施設の利用について調整を行うこととなっており、当市では、基準に基づき、保護者の保育を必要とする程度を判断して、優先度の高い世帯の児童から利用を内定しております。

２、今回の改正の理由としましては、今年度１年間、昨年度に改正した基準により、利用調整を行って参りましたが、現状と照らし合わせて、一部、見直すべき部分が見られるようになってきたため、より保育の必要性の高い児童の保育利用が図られるよう、基準の一部を見直したものです。

なお、当基準の改正は既に行いまして、新年度からの入園を希望する児童については、改正後の基準を適用して、利用調整を行っております。

次に、３、改正内容につきましては、①から⑤までのうち、①が今回の主となる改正でございます。①、優先利用の項目から「転居による転園」を削除しております。

現行では、転居した場合には、たとえ近距離の転居であっても優先して転園が決まっております。他のより保育の必要性の高い児童、例えば「父母ともに就労時間が長い」などの児童の申込みがあった場合でも、転居世帯の転園が優先となっております。

この現状を踏まえまして、より保育の必要性の高い世帯の利用を、優先すべきであるという考えから、転居した世帯であっても他の児童と同じように、利用調整の点数によって優先順位を決めることとしたものです。

その他、②の変更は、より実際の状況に合わせて点数の条件を緩和したもので、③から⑤の取扱いは、これまでの細かな運用の部分を明確にし所要の改正を行ったものです。

次のページ以降には、利用調整基準全文の新旧対照表を載せてございます。

なお、新しい基準は市のホームページに掲載しているほか、保育施設の利用申込の際の書類にもこの点数を載せまして、保護者への周知を図っております。以上で説明を終わります。

○会長（議長）

只今の事務局の説明に対し、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。無いようですので、御承認いただいたこととして取り計らいます。

続きまして、議事（３）平成 28 年度の子育て支援策について、アからエまで、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議事（３）のア、地域子ども・子育て支援事業の実施予定について説明させていただきます。

資料３を御覧ください。28年度から実費徴収に係る補足給付事業の実施を予定しております。

この事業は、教育・保育施設が通常の保育料以外に徴収することができる実費徴収について、低所得者世帯を対象に費用の一部を補助する事業で、子ども・子育て支援法に定める地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている事業です。

事業の目的といたしましては、低所得世帯における実費徴収の負担軽減を図ることにより、す

べての子どもの教育・保育の円滑な利用を目的とするものです。

5の対象者及び対象範囲ですが、生活保護世帯を対象としております。この世帯では、月々の保育料は無料となっておりますが、教育・保育施設に対して実費徴収を支払う際に、生活保護費から負担していることから、生計に影響があるため、実費徴収額に対し補助することで、利用者の負担軽減を図るものです。

対象となる実費徴収の範囲は、①副食材料費、おかず代ですけれども、教育を利用する1号認定を対象にしております。②食材料費以外の実費徴収でございますが、例えば、日用品、文具、行事参加費等となりますが、1号認定、2・3号認定の保育利用も含めまして対象となるものです。参考として、給付対象となる実費徴収及び食材料費の補助について、表にまとめていますので後程御覧ください。

次の6基準額についてですが、月額となっております。1号認定の副食材料費は4,500円、共通の食材料費以外、教材費等の実費徴収は2,500円となっております。また、この基準額は、国の基準額どおり設定しているものですが、基準額を超える月額は保護者負担となり、例として、1号認定の副食材料費が5,000円の場合は4,500円補助し、500円は保護者負担となるものです。

7の実施方法ですが、国の実施要綱では2つの方法があり、実費徴収された額に応じ保護者へ補助する方法と、実費徴収する額を免除等した施設に対し補助する方法がありますが、生活保護者世帯の一時的な負担とならないよう、実費徴収する額を免除等した施設に対し補助する方法により事業を実施したいと考えております。

なお、今後、具体的な事業内容については、実施要領等を策定し、各施設に対し周知して参りたいと考えております。以上で説明を終わります。

○会長（議長）

では次に、イの保育料についてお願いします。

○事務局

議事（3）のイ、平成28年度の保育料について御説明いたします。資料4を御覧ください。

28年度においては、国の幼児教育の段階的無償化に伴い、主に二つの軽減策が実施されます。

まず一つ目は、多子世帯の保育料負担軽減でございます。これは、年収360万円未満相当の世帯について、現行制度では多子軽減に関して年齢制限がございますが、これを撤廃し、第1子が何歳であるかに関わらず、第2子であれば半額、第3子以降であれば無償とするものです。

下の例を御覧いただきますと、現行では、例①の1号認定の場合、第1子が小学校3年生以下であれば、第2子は基準額の半額、第3子以降は無料となっております。例②の2号・3号認定の場合、就学前児童の範囲の中で、第1子は基準額、第2子は半額、第3子以降は無料となっております。

例③を御覧いただきますと、1号認定で、第1子が小学校4年生以上となった場合、第2子は、保育料の計算上は第1子の取扱いとなり、基準額の全額となります。例④の2号・3号認定の場合、第1子が小学生以上となれば、第2子は、保育料の計算上は第1子の取扱いとなり、同様に基準額の全額となります。

これらが28年度においては、例⑤及び例⑥のとおり第1子の年齢制限を撤廃し、生計を一に

する子どもの中で第2子であれば半額、第3子以降であれば無料となるように改正され、負担軽減が図られることとなります。

次に、2ページ目を御覧ください。二つ目の軽減策は、ひとり親世帯等の保育料負担軽減でございます。

これは、年収360万円未満相当のひとり親世帯等について、第1子を現行の半額、第2子以降を無償とするものです。ここでのひとり親世帯等とは、母子世帯及び父子世帯のほか、在宅の障がい児又は障がい者がいる世帯をいいます。

下の図は、左側に現行の保育料、右側に28年度の軽減後の保育料を載せてございます。なお、第1子、第2子の考え方につきましては、先程1ページ目にて御説明しましたとおり、第1子の年齢に関わらず、生計を一にする子どもの中で何番目の子どもであるかを数えることとなります。

次に、3ページ目には、1号認定児童の保育料を載せております。上の段は27年度の保育料、下の段は28年度の保育料で、28年度の色塗りの部分が27年度と比較して変更となる保育料でございます。階層区分3における軽減及び第3子以降の無償化は、国の施策に基づくものでありますが、階層区分5の第3子以降につきましては、今回、市独自の施策として軽減を行ったものでございます。

次に、4ページ目には27年度の、5ページ目には28年度の2号・3号認定児童の保育料を載せております。5ページ目の色塗りの部分が28年度において変更となる保育料で、階層区分7以下につきましては国の施策に基づく変更であります。階層区分9以上の第3子以降につきましては、今回、市独自の施策として軽減額を拡大したものでございます。

最後に、新制度へ移行しない従来の幼稚園に対する就園奨励費補助金につきましても、28年度の補助額を国の基準額のとおり拡大するほか、第3子以降の園児に対する市独自の補助も、1号認定児童の負担割合にあわせて一部拡大し、実施して参ります。以上で説明を終わります。

○会長（議長）

次のウ、児童扶養手当額について説明をお願いします。

○事務局

ウの児童扶養手当額について、続きましてエの乳幼児等医療費給付事業について御説明いたします。

資料5を御覧ください。平成28年度の児童扶養手当額について御説明いたします。

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭の生活の安定と自立の促進に与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当でございます。

平成28年度の手当額は、平成27年平均の全国消費者物価指数の上昇や施策の拡充により、資料の下にあります表のとおり、改定される予定となっております。

その内容についてですが、まず、第1子の額にあたります「本体額」、こちらにつきましては、所得に応じた支給額となっており、平成28年4月から、最大330円、増額される予定となっております。

また、第2子加算額並びに第3子以降加算額につきましては、月額が、それぞれ5,000円、3,000円であったものが、平成28年8月から、本体額と同じように所得に応じた支給額とする取扱いがなされたうえで、第2子加算額が最大5,000円、第3子以降加算額が最大3,000円、増額とされる予定となっております。

改定の一例を申し上げますと、「全部支給となるご家庭で、対象となる児童が3人いらっしゃる場合」は、平成28年3月までは月額50,000円だったものが、28年4月からは月額50,330円、28年8月からは月額58,330円となる予定でございます。

続きまして、資料6を御覧ください。乳幼児等医療費給付事業の拡充について御説明いたします。

乳幼児等医療費給付事業は、子どもの健康の保持及び増進並びに出生育児環境の向上に寄与するため、子どもが病院などで診察を受けた場合の医療費の一部を助成する制度でございます。

本事業につきましては、平成28年度に、子育て世帯の経済的負担をさらに軽減するため、給付対象者等の拡充を予定しております。

拡充内容といたしましては、小中学生の自己負担を廃止し、入院による療養の給付を受けた高校生等「15歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を医療費の給付対象とするものでございます。

資料中ほどの左側にあります「改正前」の表を御覧ください。当市では現在、一定の所得制限を設けたうえで、0歳から小学校就学前までは通院、入院とも医療費の全額を助成しており、小中学生につきましては入院分の医療費のうち、入院1日につき500円の自己負担を超える額を助成しております。

これを、右側の「改正後」の表、網掛けをした部分でございますが、このように、小中学生の入院1日につき500円の自己負担を廃止し、入院による療養の給付を受けた高校生等を、自己負担なしとした上で、給付対象に加えるものでございます。

なお、「高校生等」につきましては、高校に通学していない子どもも含むものとしませんが、就職して親の世帯から独立している方や、結婚している方など、対象外となるケースもございます。

また、施行予定年月日につきましては、平成28年10月1日とし、同日以降の診療分から適用したいと考えております。以上で説明を終わります。

○会長（議長）

只今の説明に対して、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

大分拡充してくださるということで、利用者にとっても利用しやすくなると思います。

よろしいでしょうか。それではアからエまでの4件については、了承いただいたものとして取り計らいます。

続いて、（4）八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

資料7を御覧ください。八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）について、御説明いたします。

初めに、この条例につきましては、前回 11 月の会議においても審議いただき、12 月に一部改正してございますが、今回再度、改正の必要が生じたことから、6 月に市議会の議案として提出する予定でございます。

資料の 1、改正の理由としましては、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、小規模保育事業所などにおける職員の配置基準を弾力化させるほか、建築基準法施行令の一部改正に伴い、避難用の屋内階段の要件を定める部分を改正するものでございます。

次に、2、改正の概要につきましては、(1)、職員配置基準に係る内容としまして大きく三つの改正がございます。アの朝夕の保育士配置の要件弾力化、イの幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用、ウの加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化、これらは、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度緩和することにより、保育の担い手の裾野を拡げることが目的として、国の基準が改正されたものでございます。

裏面の(2)、設備基準に係る内容としましては、避難用の屋内階段における排煙設備の規定が明確化されたもので、4 階以上の場合に適用されます。

(3)の対象施設につきましては、小規模保育事業所の A 型、及び保育所型事業所内保育事業所が今回の改正の適用対象となります。

3の施行期日でございますが、公布の日からとする理由としましては、現在、市内に対象となる事業所が無い場合、国の基準の施行日からさかのぼらずに公布の日から施行するものでございます。

最後に、(1)の職員配置基準は、国の基準において、市町村が「従うべき基準」として、(2)の設備基準につきましては、「参酌すべき基準」として位置付けられておりますが、本市としましては、どちらも国の基準のとおり改正することとして進めたいと考えております。以上で説明を終わります。

○会長（議長）

只今の説明に対し、御意見、御質問等ございますでしょうか。

国の基準のとおりということですので、よろしいでしょうか。それでは、了承いただいたものとして取り計らいます。

続きまして、(5)中核市移行に伴う審議内容について、事務局より説明願います。

○事務局

資料 8 を御覧ください。中核市移行に伴う審議内容について御説明いたします。

平成 29 年 1 月に予定されている中核市への移行に伴い、県から各種行政事務が移譲されることとなっております。

下段に、現行の主な審議内容を五つ記載してございますが、これらのほかに、上段のとおり新たに追加となる審議内容がございます。このうち①から③が主なもので、①が保育所の認可及び監査に関わるもの、②が幼保連携型認定こども園の認可及び監査に関わるもの、③が認可外保育施設の届出や調査に関わるもの、となっております。

これらの具体的な内容につきましては、中核市への移行がより近づいた段階、或いは、実際に

審議すべき案件が出てきた際に、改めてご説明したいと考えておりますので、現在のところは、これらの審議が必要な場合が出てくるということを、予めご理解いただければと存じます。以上で説明を終わります。

○会長（議長）

只今、中核市移行に伴い審議内容が増えるという説明でございましたが、よろしいでしょうか。それでは、御質問、御意見等無いようでありますので、報告があったことについて、承認という事で取り計らいます。

続きまして、（６）その他でございますが、委員の皆様から何かございますか。無いようですので、事務局の方からお願いします。

○事務局

それでは、議事（６）「その他」として、平成 28 年度 八戸市子ども・子育て会議開催日程（案）について、資料に基づき御説明いたします。

資料 9 を御覧ください。まず、開催回数は通年で 5 回を予定しております。このうち、第 1 回会議は 5 月下旬に、第 2 回会議は 8 月上旬の開催を予定しており、審議内容は、条例の制定等に関するものでございます。

現在、本市では、平成 29 年 1 月 1 日の中核市移行に向け準備を進めているところでございまして、ここでの審議につきましても、中核市移行に向け、所要の条例を制定・改正するものでございます。

中核市移行の所管課であります中核市推進室から示されております全庁的な条例制定等のスケジュールでは、28 年 9 月議会に条例案を提案することとされておりますことから、そこから逆算して、当会議における審議スケジュールを組んでいるものでございます。

資料に基づき、条例制定等の流れを、具体的に御説明申し上げますと、第 1 回会議では、制定等を必要とする「ア」から「ウ」までの条例案につきまして、概要を御説明するとともに、パブリックコメント案の内容について、御審議いただく予定としてございます。

その後、会議でいただいた御意見に基づき、条例案を修正し、7 月の 1 か月間でパブリックコメントを実施、委員改選を経て、第 2 回会議では、パブリックコメントでいただいた意見を反映した最終版について、再度、御審議をいただき、条例案を確定させたいと考えております。

確定した条例案につきましては、8 月に民生協議会へ報告を行った後、9 月議会に提案、議会の議決を経て、10 月公布を予定しているものでございます。

条例制定以外の審議といたしましては、第 2 回会議におきまして、②として、第 2 期八戸市次世代育成支援行動計画に登載している事業における、平成 27 年度の実施状況について、御審議をいただく予定としております。

第 3 回会議は、10 月下旬に開催を予定しており、新年度に向けた保育所等における利用定員の設定について御審議いただくとともに、委員の顔ぶれが新しくなっておりますことから、②として、中核市移行に伴う、当会議の審議内容について、再度、周知を図って参りたいと考えてございます。

第 4 回会議につきましては、中核市移行後の 29 年 1 月の開催を予定してございまして、新年

度に向けた保育所及び幼保連携型認定こども園の認可状況について、御審議をいただきたい、と考えております。

第5回会議につきましては、新年度に向け、条例改正等の案件がある場合など、随時に開催したいと考えております。

以上が、平成28年度における会議開催日程（案）でございますが、委員の皆様におかれましては、御多忙の中ではありますが、本会議の審議案件に、皆様からの御意見を反映することによって、より良い施策になるものと考えてございますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

○会長（議長）

只今、28年度の会議は5月の下旬に第1回目があるようです。これはまた日程の御案内を差し上げるとお思いますので、1年間で5回を予定しているということで、日程調整と御出席をよろしくお願いしたいとお思います。

それでは、本日予定していた議事は以上でございます。これをもちまして議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。では進行を司会へ戻します。

○司会

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。委員の皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。

（閉会 15：50）